

1 總 則

1 総則

1.1 目的

この基準は、水道法(以下「法」という。)、水道法施行令(以下「施行令」という。)、米子市水道事業給水条例(以下「条例」という。)、米子市水道事業給水条例施行規程(以下「施行規程」という。)及び米子市水道事業における給水管等の構造及び材質の指定等に関する規程(以下「構材規程」という。)等に規定する給水装置及び受水槽以下の給水設備工事の設計・施工等の手続き、方法及び基準等についての必要事項を定め、工事の適正な施工及び管理を確保することを目的とする。

1.2 適用の疑義

この基準の適用に疑義が発生した場合は、米子市水道事業管理者(以下「管理者」という。)の指示による。

1.3 給水装置の定義

給水装置とは、需要家に水を供給するために、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

1.3.1 給水装置の所有

法第3条第9項によると「給水装置とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。」と定められている。また、条例第9条には「給水装置の新設等に要する費用は、当該給水装置の新設等をする者の負担とする。」と定められていることから、布設場所が公道・民地等に関わらず、全て需要家の所有となる。

1.3.2 給水装置の管理

条例第34条により、給水装置の管理は使用者等が全ての責任を負うこととなる。ただし、公道部分の維持管理については、水道局で行う場合もある。

1.3.3 給水装置についての機能的条件

- (1) 便利で耐久性があること。
- (2) 給水能力が将来にかけて充分であること。
- (3) 安全で汚染されないこと。(受水槽以下の給水設備の管理については、設置者が責任を負う。)

以上の諸条件を満たさなければならない。

なお、別に給水装置以下の取扱いを受けている受水槽等による給水設備についても

配水管への影響及び公道上の給配水管の事故その他の理由による断水時の使用等を考慮して、受水槽等の設置についての構造及び施工の基準について必要な事項を定めるものである。

1.4 配水管の定義と種類

配水池又は配水ポンプを起点とし、需要者に配水することを目的として、水道事業者が公道に布設した口径 50mm 以上の管をいう。

1.4.1 配水管

(1) 配水主管

公道に布設された口径 450mm 以上の配水管をいい、幹線の役目を果たすもので原則として給水管の分岐はできない。

(2) 配水支管

公道に布設された口径 50mm 以上 400mm 以下の配水管をいう。

1.5 給水管の定義

個別の需要者に水を供給するために水道事業者の布設した配水管から分岐して設けられた管、または他の給水管から分岐して設けられた管をいう。

1.6 給水装置の種類 (条例第 4 条関係)

給水装置は、次の 2 種とする。

- (1) 専用給水装置 1 個の給水装置を 1 戸又は 1 箇所で専用するものをいう。
- (2) 私設消火栓 消防の用に供するために管理者以外の者が設置するものをいう。

1.7 給水装置工事の種別

給水装置工事の種別は、次のとおりに分類する。

(1) 新設工事

水道のない家屋、又は土地に新たに給水装置を設置する工事をいう。

(2) 改造工事

給水管の口径変更、管種変更、給水栓の増設など、給水装置の原形を変える工事をいう。

(3) 修繕工事

給水装置の軽微な変更を除くもので、原則として、給水装置の原形を変えないで給水管、給水栓等の部分的な破損箇所を修理する工事をいう。

なお、給水装置の軽微な変更とは、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替えをいう。

(4) 撤去工事

① 施設撤去

給水装置を配水管、又は他の給水装置の分岐部から取り外す工事をいう。

② メーター撤去

水道の権利を有したまま一時的にメーターを取り外す工事をいう。